

NO_x削減、脱炭素に向けた環境性能の 優れた燃焼施設等の導入促進について

ボイラー、ガスエンジン等の燃焼施設を新規に設置又は更新する際は、窒素酸化物（NO_x）、二酸化炭素（CO₂）の排出量がより少ない、環境性能の優れた施設（設備）の導入に努めてください。

近年の技術革新等により、ボイラー等の燃焼施設は、昔に比べると窒素酸化物（NO_x）の排出濃度が低く、熱効率（エネルギー効率）が向上しています。このため、使用年数の長いボイラー等の燃焼施設を新しい施設^{*}に更新することで、NO_x、CO₂の排出削減や使用燃料の削減（燃料コスト）につながります。

※ 電動ヒートポンプ等の電気を熱源とする施設、燃料電池等の水素を燃料とした施設、太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用する施設への更新も、NO_x及びCO₂の排出削減につながります。

大気汚染防止法対象のボイラー等の燃焼施設を新規に設置又は更新する際は、NO_x排出削減の観点から、「環境への負荷の低減に関する指針」の中に規定しているNO_x排出濃度の指針値（裏面参照）をできる限り満足する機種を導入してください。

既存の燃焼施設を更新する際は、一定の要件を満たせば助成制度等を利用することができます。

（例）

- ・川崎市地球温暖化対策推進条例に定める中小規模事業者
⇒市内事業者エコ化支援補助金（窓口：川崎市環境局地球環境推進室）
 - ・川崎臨海部で30年以上操業している製造業の事業者
⇒川崎臨海部産業競争力強化促進補助金（窓口：川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部）
- なお、ここに掲げた助成制度は、上記のNO_x排出濃度指針値を満足することを助成対象の要件とはしていません。

本リーフレットの問い合わせ先
川崎市環境局環境対策部環境対策推進課
電話：044-200-2517
e-mail：30suisin@city.kawasaki.jp

○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（抜粋）

（平成11年12月24日川崎市条例第50号）

第7章 事業所における環境への負荷の低減等

第1節 環境への負荷の低減

（環境への負荷の低減）

第68条 事業者は、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を低減するため、事業内容、事業所の形態に応じ、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

（1） 略

（2） 施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善等による物の製造、処理、廃棄等の工程から副次的に生ずるおそれがある有害な物質の発生の防止

（3）～（8） 略

（環境への負荷の低減に関する指針）

第69条 市長は、事業者が行う環境への負荷の低減に係る取組を支援するため、環境への負荷の低減に関する指針を定め、これを公表するものとする。

○環境への負荷の低減に関する指針（抜粋）

（平成22年4月30日川崎市告示第281号）

（前文略）

事業者は、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げるところにより実施するものとする。

1 （略）

2 施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善等による物の製造、処理、廃棄等の工程から副次的に生ずるおそれがある有害な物質の発生の防止

（1）・（2） （略）

（3） 施設の設置・更新にあたっては、設置・更新時点で、できる限り優れた環境性能を備えた施設を採用すること。

ア 別表1の左欄に掲げる施設においては同表右欄に掲げる性能を有し、ボイラー効率、COP（成績係数）等エネルギー効率のより優れた施設を採用するよう努めること。

イ・ウ （略）

別表1

施設種別 ^{※1}	NO _x 濃度 ^{※2}
発電ボイラー	10ppm 以下
ボイラー（発電以外）	30ppm 以下
吸収冷温水機	40ppm 以下
ガスエンジン	30ppm 以下
ガスタービン	5ppm 以下

※1 いずれの施設も、大気汚染防止法のばい煙発生施設とする。

※2 ガスタービンは O₂=16%換算値、それ以外は 0%換算値